

事務連絡（保 21）  
平成18年4月26日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
石 井 正 三

### 労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項等について

労災診療費算定基準の一部改定につきましては、平成18年3月31日付日医発第1152号(保189)にてご連絡申し上げたところであります。

今回の改定においては、再診時療養指導管理料の引き上げを行うとともに、療養上の指導項目に「メンタルヘルス」を追加いたしました。

これにともない、再診時療養指導管理料の取扱いについて、外来患者の症状に応じて必要な指導を行った場合に、その都度、算定することが可能である旨、別紙のとおり厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、疾患別リハビリテーション料については、健康保険診療報酬点数表において、それぞれのリハビリテーションごとに制限日数が設定されたが、労災診療費算定基準においては、制限日数を超えてリハビリテーションを行う必要性及び効果が認められる場合については、別途示す書式に必要事項を記載し、診療費請求内訳書に添付して提出することにより、制限日数を超えて疾患別リハビリテーション料を算定することができることとしたものであります。

今般、この書式を別紙のとおり「労災リハビリテーション評価計画書」として示し、制限日数を超えて疾患別リハビリテーション料を請求する場合は、本計画書に必要事項を記入の上、制限日数を超えた日の属する請求月以降、毎月の診療費請求内訳書に添付して提出することといたしましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願いいたします。

#### <添付資料>

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

(平18.4.25 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐)

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 4 月 2 5 日

都道府県労働局労働基準部  
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（医療福祉担当）  
（ 契 印 省 略 ）

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について（重要）

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項については、平成 1 8 年 3 月 3 1 日付け基労補発 0 3 3 1 0 0 1 号により指示されたところであるが、下記の事項についてはその取扱いに遺漏のないよう留意していただくようお願いいたします。

また、関係医療機関及び（財）労災保険情報センター地方事務所に対する周知について、併せてよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 再診時療養指導管理料

再診時療養指導管理料については、これまでの指導内容に加えて、メンタルヘルスに関する指導を行った場合においても算定できることとしたものであるが、これらの指導については、外来患者の症状に応じて必要な指導を行った場合に、その都度算定できることに留意すること。

### 2 リハビリテーション

制限日数を超えてリハビリテーションを行う場合については、医療機関は別途示す書式に必要事項を記載することとしたものであるが、今般、書式を別紙のとおり定めたので、今後は制限日数を超えた日の属する請求月以降、毎月の診療費請求内訳書に「労災リハビリテーション評価計画書」を添付して提出すること。

なお、制限日数を超えてリハビリテーションを行う必要性及び効果については、診療費審査委員会の医学的な意見を踏まえた上で判断すること。

## 労災リハビリテーション評価計画書

患者氏名：	男・女	生年月日（西暦）	年	月	日
原因疾患					
[ 心大血管疾患・脳血管疾患等・運動器・呼吸器（該当するものに○をして下さい） ]					
リハビリテーション起算日（発症日、手術日、急性増悪の日、治療開始日）					
年 月 日					
現在の評価及び前回評価計画書作成日（ 年 月 日）からの改善・変化等					
治療目標等					
（１）制限日数を超えて行うべき医学的所見（必要性・医学的効果等）					
（２）目標到達予想時期： 年 月頃					
（３）その他特記事項					
評価計画書作成日： 年 月 日					
医療機関名				医師	
				印	

- 注1 本計画書は、制限日数を超えた日の属する請求月以降、毎月の診療費請求内訳書に添付すること。
- 注2 前回評価計画書作成日からの改善・変化等の記載については、初回評価計画書作成日においては不要であること。

事務連絡（保 22）  
平成18年4月26日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
石井正三

### 健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費請求内訳書の取扱いについて

平成18年4月の健康保険診療報酬点数表等の改正において、入院時食事療養費の取扱いが1食あたりの費用を設定し、3食を限度として実際に提供された食数に応じた評価となり、労災診療費算定基準においては、改正後の「食事療養の費用額算定表に定める金額の1.2倍」により算定するものとなり、平成18年3月31日付日医発第1152号(保189)にてご連絡申し上げたところであります。

健康保険においては、入院時食事療養費の取扱いの変更に伴い、診療報酬明細書の様式が変更されました。労災保険においても診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改訂する必要がありますが、当分の間、現行の診機様式第2号及び第4号を使用し、様式を改訂するまでの間は、下記のとおり取り扱うこととなり、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐より関係機関へ事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願いいたします。

### 記

1. 「**97** 食事」欄については、食事療養及び特別食加算を算定する場合、「日間」を「回」と読替える。
2. 「食事療養」欄については、「日」を「回」と読替える。

### <添付資料>

健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費請求内訳書（レセプト）の取扱いについて  
（平18.4.25 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐）

〔 ※なお、事務連絡中の同封資料『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について（平成18年3月30日付け保医発第0330006号）』の添付は、省略させていただいております。 〕

1 年未満保存

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 4 月 2 5 日

都道府県労働局労働基準部  
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（医療福祉担当）  
（ 契 印 省 略 ）

健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費  
請求内訳書（レセプト）の取扱いについて

今般の健康保険診療報酬点数表等の改正に伴い、診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改訂する必要が生じたところですが、当分の間、現行の診機様式第 2 号及び第 4 号を使用することとし、様式を改訂するまでの間、下記のとおり取扱うこととしましたので、事務処理に支障が生じないよう、関係医療機関及び（財）労災保険情報センター地方事務所に対する周知方よろしく願います。

なお、平成 1 8 年 3 月 3 0 日付け保医発第 0 3 3 0 0 0 6 号『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について』を同封いたしますので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 「97食事」欄については、食事療養及び特別食加算を算定する場合、「日間」を「回」と読み替えることとする。
- 2 「食事療養」欄については、「日」を「回」と読み替えることとする。